

指定通所介護事業所における宿泊サービスの実施について

平成 27 年 4 月 1 日より、指定通所介護事業所の設備を利用した宿泊サービスの実施については、指定権者へ届出を行うことが必要となりました。

また、事業者は宿泊サービスの提供により事故が発生した場合、指定通所介護と同様に、市への連絡等、必要な措置を講じることとなりました。

利用者保護の観点から、厚生労働省より「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針」が発出されましたので、宿泊サービスを実施する事業所におかれましては、その内容をご理解の上、同指針に沿った事業運営に努めていただきますよう、格別のご配慮をお願いします。

なお、「金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 24 年金沢市条例第 46 号)」を踏まえ、同指針中の「22 記録の整備」については、「2年間」を「5年間」と読み替えた上で、遵守していただきますようお願いいたします。

1. 届出事由・提出期限・提出書類

届出事由	提出期限	提出書類
開始	宿泊サービス提供開始前	①届出書(別紙様式) ②勤務形態一覧表(届出月分)(参考様式1-1) ③資格証(宿泊サービスの従業者分) ④平面図(宿泊場所を明記したもの)(参考様式3) ⑤宿泊室の写真 (寝具・パーテーション等を設置した状態) ⑥運営規程 ⑦建築物関連法令協議記録報告書(参考様式18)
変更	変更の事由発生日より10日以内	①届出書(別紙様式) ・変更内容が分かる添付書類
休止・廃止	休止・廃止する日の1月前	①届出書(別紙様式)

※①届出書 以外(② ③ ④ ⑤ ⑦)についてはこちら → [事業者向け各種申請・届出等様式](#)

2. 届出先

金沢市内にある事業所については金沢市への提出が必要です。

ただし、複数の事業所を有する介護サービス事業者で金沢市外にも事業所を有している場合は、それぞれの指定県者へ届出を行ってください。